

教育・保育の提供区域の考え方について

地方版子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育の区域を定め、区域ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定にあたっての考え方を示すこととされています（本会議第1回基本指針概要資料抜粋）。

1 区域設定における国の考え方

子ども子育て支援事業計画の策定において、国からは、各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務付けられています。区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、各地域の子どもの数や資源の状況を踏まえ設定していく必要があります。

■子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

国では、「教育・保育の提供区域」の設定について以下の点を述べています。

【国の区域設定における考え】（子ども・子育て支援法に基づく基本指針案 参照）

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

2 区域設定で踏まえるべきポイント

区域の例として、中学校、行政区とされており、本市もそれぞれについて検討する必要があります。また、「教育・保育の提供区域」の設定にあたっては、上記記載内容に加え、以下のポイントについても考慮することが必要と考えます。

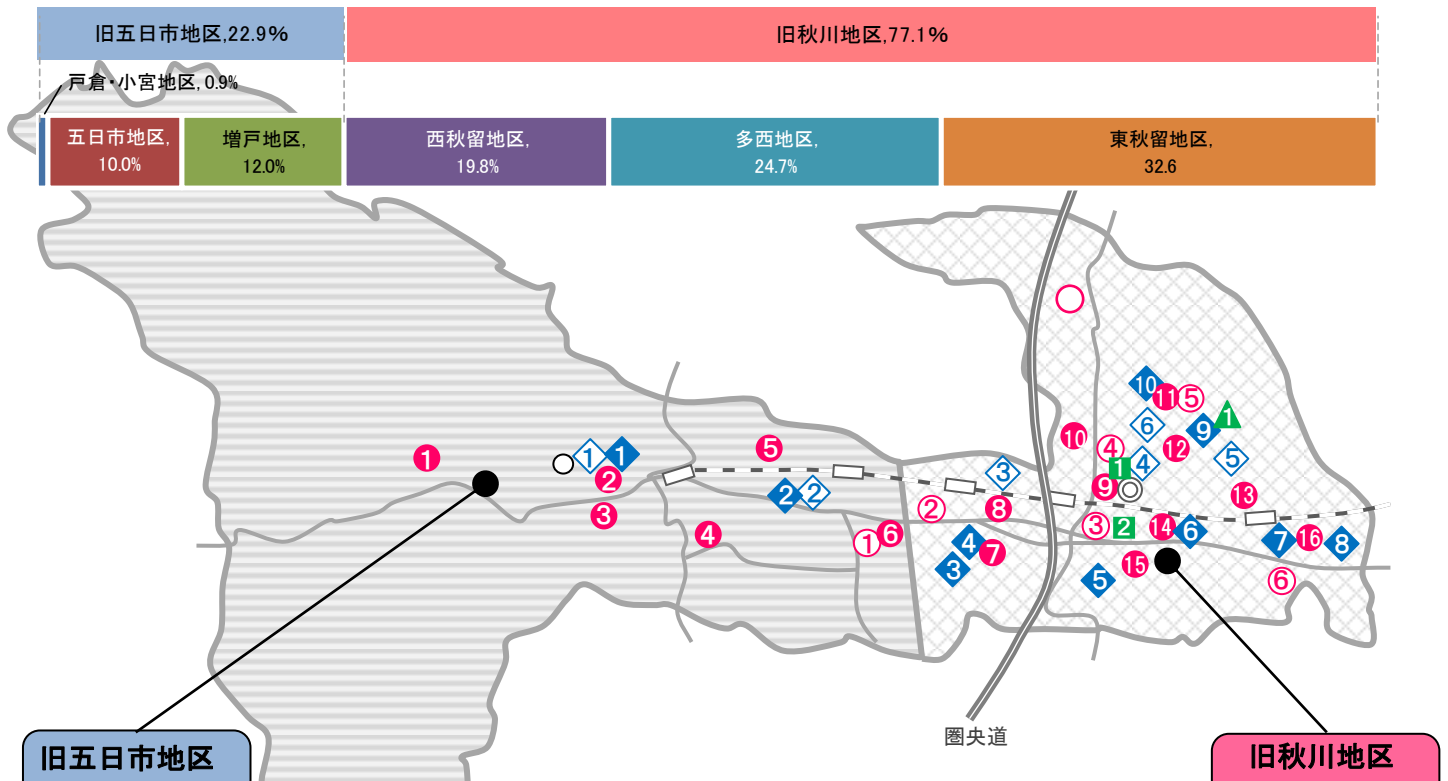
【区域の設定におけるポイント】

- 教育・保育の提供にあたり、区域内での量の見込みの算出が可能であるか。
- 設定した区域内での量の調整や確保などが可能であるか。
- 区域内の教育・保育施設の設置状況に大きな差がないか。
- 教育・保育の利用者の実態とかけ離れていないか。

3 市内の教育・保育の施設状況

■想定される教育・保育の提供区域の状況

- 保育所 ○ 幼稚園
- 認証保育所 ○ 幼稚園類似施設
- ▲ 家庭的保育（保育ママ）
- ◆ 小学校 ◇ 中学校
- ◎ あきる野市役所（秋留台学童クラブ）
- 五日市出張所（五日市学童クラブ）



【施設の配置状況】

- ・ 保育所：6 園（平均充足率 92.0%）
- ・ 幼稚園：1 園 ・ 小学校：2 校 ・ 中学校：2 校
- ・ 学童保育：3 か所

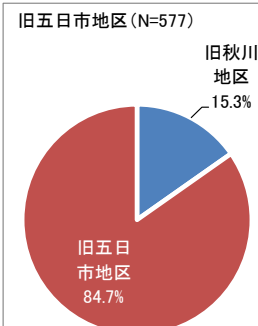
【概況】

- ・ 子どもが少ない（子どもの割合 22.9%）
- ・ 保育所は定員に対して若干の余裕がある
- ・ 小学校の統廃合がされている

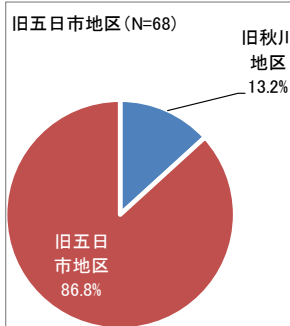
【居住地区と利用事業の所在地】

- ・ 居住地区から近い保育所、幼稚園を利用する傾向を示す一方で、保育所・幼稚園利用ともに、旧秋川地区を利用している人が 1 割強となっている。

保育所利用者



幼稚園利用者



【施設の配置状況】

- ・ 保育所：10 園（平均充足率 108.4%）
- ・ 幼稚園：5 園 ・ 小学校：8 校 ・ 中学校：4 校
- ・ 学童保育：11 か所・その他教育・保育施設：5 か所

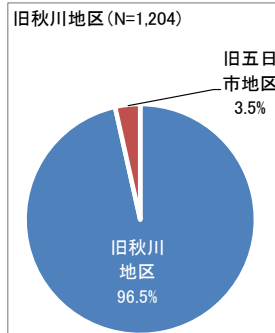
【概況】

- ・ 子どもが多い（子どもの割合 77.1%）
- ・ 保育所は定員に対する利用が多く、定員の拡充
- ・ 小学校、中学校のクラス増設
- ・ 学童の待機児童が増加傾向にあり、学童クラブの増設

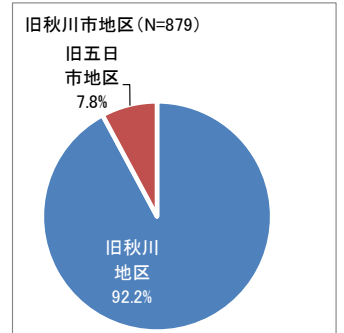
【居住地区と利用事業の所在地】

- ・ 旧五日市地区の事業を利用している人は保育所、幼稚園ともに 1 割未満となっている。
- ・ 待機児童が発生する多西地区等から、旧五日市方面の保育園で 3 歳未満児の利用がある。

保育所利用者



幼稚園利用者



4 本市が定める教育・保育の提供区域

市の現状を踏まえて、既存の区域について整理を行いました。

	メリット	デメリット
中学校区 6 地区	・利用者の居住地区と利用事業の所在地は概ね一致した区域設定ができる。	・区域が細かすぎるため、区域内での量の見込みは可能だが、量の調整や確保が難しい。 ・市内の教育・保育施設の施設数に差があり、中学校区での設定は区域内の施設に偏りが生じることが推測される。
旧行政区 2 地区	・利用状況に概ね一致した区域設定ができる。 ・区域内での量の見込み、量の調整が可能。	・市全域において低年齢層での利用希望者が多く、区域を分けることにより待機児童数が更に増える可能性が高く、利用者のニーズに対応できない可能性が高い。
市全域 1 区域	・利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できる ・区域内での量の見込み、量の調整が可能。 ・市内での充足率の偏りも均等化 ・選択肢が広がる。 ・地域の活性化につなげることができる。	・区域が東西に長いため、交通手段がない利用者への対応が難しい。

以上の状況を踏まえると、中学校区については、区域が細かいため区域内における施設数の差があるなど量の調整や確保が難しい。

旧行政区にした場合には、人口減少が始まっている区域（旧五日市地区）と人口増が進んでいる区域（旧秋川地区）がある中で、効率的、効果的な事業の提供及び整備・確保ができにくいことが考えられます。

また、区域設定を狭くすることにより “区域内での量の調整や確保が難しいこと”、旧行政区では “区域内での教育・保育施設に差があること”、さらに地域住民の導線（東西移動が多い）等、本市は様々な地域性を持っているため、特徴のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、市全域での 1 区域を設定することが望ましいと考えられます。